

■平成30年度東ティモール共同法制研究を実施しました

平成30年12月10日（月）から同月19日（水）までの間、東ティモール司法省の職員7名を我が国に招へいし、東京において、平成30年度東ティモール共同法制研究を実施しました。

本共同法制研究は、東ティモールにおける喫緊の立法課題である不動産登記法令について、我が国の法制度に関する講義、関係機関に対する訪問及び見学、専門家との意見交換等を行うことにより、東ティモールの法案起草能力の向上を図るとともに、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することを目的として実施しました。

東ティモールにおいては、土地の権利関係が不透明な状況にあり、土地紛争が深刻な問題となっています。そのような状況の下、平成29年6月、数回にわたり制定を試みて成立に至っていなかった、国民に土地の所有権を認証又は付与する手続を定める「不動産所有権の定義のための特別措置法」が成立し、同年9月に施行され、東ティモール司法省は、土地関連法、特に不動産登記法令の整備を急いでいます。そこで、東ティモールからの要請を踏まえ、不動産登記等を題材とした共同法制研究を実施することとしました。



【東ティモール研究員からの発表】

共同法制研究の日程において、まず、東ティモールの研究員から、東ティモールにおいて検討し得る不動産登記法令案の概要等について発表がされました。



【慶應義塾大学大学院松尾弘教授との意見交換】

その上で、研究員は、元法務局職員で都城市代表監査委員の新井克美氏から、我が国の近代的不動産登記制度の開始当初の整備の経緯、第二次世界大戦後の沖縄の土地所有者の認定の歴史等について、東ティモールの研究者である東京女子大学の古沢希代子教授から、紛争影響国における土地等の権利関係の問題等について、講義を受けるとともに、両氏と、今後の東ティモールの土地法制の在り方等について意見交換しました。

また、慶應義塾大学大学院の松尾弘教授と研究員らとで、比較法的及び実体法的な観点を踏まえ、不動産登記法令の立案に当たっての考え方、方法、留意点等について議論しました。



【昭島市役所を訪問】

さらに、昭島市を訪問し、不動産登記が関係する範囲において、固定資産税の概要等について、日本司法書士会連合会を訪問し、我が国における不動産取引、金融取引の実態、それらの取引における不動産登記の意義等について、講義を受けるとともに、講師らと意見交換しました。



【東京法務局を訪問】

加えて、東京法務局を訪問し、不動産登記に係る法務局の役割、権利に関する登記の一連の手続の概要等について説明を受け、登記の処理の現場を見学しました。

講義及び訪問において、東ティモールの研究員からは、不動産登記法令の立案に当たって、どのような議論をすべきで、どのような事項を検討すべきで、どのような作業をすべきか等について把握することができたなどの感想が聞かれました。また、当所としても東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができ、有意義な共同法制研究となりました。